

「2016年国家知的財産戦略の実施を強化し、知的財産強国の建設を加速する 推進計画」（全文）

国務院知的財産戦略実施業務部際聯席會議弁公室

党の十八大及び十八期三中、四中、五中全会の精神を徹底し、国家知的財産戦略の実施を強化し、知的財産強国の建設を加速するため、「国務院による新情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」（国発〔2015〕71号）、「国家知的財産戦略の実施強化に関する行動計画（2014-2020年）」（国弁発〔2014〕64号）及び「国務院弁公庁による2016年全国における知的財産権侵害及び模倣・粗悪品の製造・販売を取り締まる業務要点に関する通知」（国弁発〔2016〕25号）の要求に基づき、2016年の重点任務及び業務措置を明確し、本計画を制定した。

一、知的財産権を厳格に保護する

1. 専利法の第四回改正及び「専利代理条例」の改正を積極的に推進し、「職務発明条例」制定の研究を深化する。（職責によりそれぞれ知識産権局、法制弁が担当）

2. 著作権法の第三回改正を積極的に推進する（職責によりそれぞれ版權局、法制弁が担当）

3. 不正競争防止法の改正を加速する。（職責によりそれぞれ工商総局、法制弁が担当）

4. 「植物新品種保護条例」の改正を研究する（職責によりそれぞれ農業部、林業局、法制弁が担当）

5. 「国防専利条例」の改正を推進する。（中央軍委装備發展部、国防科工局が担当）

6. 「生物遺伝資源獲得管理条例」と「人類遺伝資源管理条例」の立法を推進する。（環境保護部、科技部、農業部、林業局、知識産権局、法制弁が担当）

7. 「展覧会知的財産権保護弁法」を改正する。（職責によりそれぞれ商務部、工商総局、版權局、知識産権局が担当）

8. 「知的財産権の濫用に係る独占禁止指針」を制定、公布する。（職責によりそれぞれ商務部、發展改革委、工商総局、知識産権局が担当）

9. 「専利権侵害をめぐる紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」、「商標の権利付与・権利確定をめぐる行政事件審理の若干問題に関する規定」、「知的財産権と競争紛争行為保全をめぐる法律適用の若干問

題に関する解釈」を公布する。「全国法院における知的財産権民事、行政、刑事事件審判の「三審合一」に関する意見」を公布する。（高法院が担当）

10. 輸入貿易の知的財産権国内保護制度を研究、構築し、輸入貿易に関する知的財産権保護の関連公的書類の公布を促進する。（職責によりそれぞれ工業と情報化部、公安部、農業部、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、食品薬品監管総局、知識産権局、網信弁（＝インターネット情報弁公室）、郵政局、貿促会が担当）

11. 刑事による摘発の効能の強化に注力し、大衆の健康安全を損ない、イノベーションによる発展を妨害する知的財産権侵害及び模倣犯罪に重点を置いて、チェーン化、産業化した犯罪ネットワークを撲滅する。（公安部が担当）

12. 専利に係る法執行と権利保護業務を強化する指導意見を制定し、専利に係る行政法執行操作指針を改正する。専利紛争事件のオンライン処理システムを構築する。電子商取引、展覧会等における専利に係る法執行と権利保護メカニズムの健全化を図る。（知識産権局が担当）

13. 知的財産権保護の地域間協力体制を模索、構築し、北京・天津・河北、汎珠江デルタ等の地域における地域・部署横断的な協力体制の構築を推進する（全国侵害模倣品摘発業務指導者グループ弁公室、知識産権局、工商総局、版權局が担当）

14. 珠江デルタ、長江デルタ、海峡西岸、北京・天津・河北等の地域における税関地域間法執行連携を完備し、事件に関する情報の交換、侵害模倣の動向に関する分析及び情報共有、他地域の企業による調査協力等の法執行協力体制を強化する。知的財産権税関保護システムを改造、グレードアップし、「知的財産権税関保護移動検索」システムの利用を促進する。（税関総署が担当）

15. ビジネスモデル知的財産権保護弁法に関する研究を展開し、法律制定・改正に関する意見とアドバイスを提出する。（知識産権局、高法院が担当）

16. ソフトウェアの使用管理指針の制定を研究する。ソフトウェアの正規版化に関する特別監督を展開する。国有企業ソフトウェア正規版化の取り組みに関する重点約談（口頭注意）体制を推進し、正規版化取り組みを四級及び五級企業までに浸透させ、各中央企業におけるソフトウェア資産管理制度の構築を監督する。パソコンソフトウェア・ハードウェア購買の具体的な措置を研究し、規範化する。中央部門の正規版ソフトウェア購入経費は年度財政予算に計上する。（版權局、財政部、国資委、国管局が担当）

17. 第12回インターネットにおける侵害海賊版行為を取り締まる特別プロジェクトの「劍網行動」を展開し、インターネット（携帯）文学、音楽、映画・

ドラマ、ゲーム、アニメ、ソフトウェア等の重点分野に対する特別摘発を行い、APP、ネットワーク・クラウド・ストレージ・スペース、ブログ、ウィーチャット等の新型伝達方式に対する著作権監督・管理を強化する。（職責によりそれぞれ著作権局、公安部、工業と情報化部が担当）

18. 2016年「赤盾網剣」の特別行動を深化し、インターネット取引プラットフォームの監視・管理に重点を置き、インターネットにおける商標権侵害及び模倣・粗悪品販売等の違法活動を徹底的に取り締まる。（工商総局が担当）

19. 「清風」行動の展開を深化し、郵送、速達ルートに対する特別法執行活動を強化し、インターネットにおける侵害商品販売に係る越境運送を取り締まる。電子商取引プラットフォームの責任を強化し、インターネット分野における侵害模倣行為を摘発する。（職責によりそれぞれ工業と情報化部、公安部、農業部、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、食品薬品監管総局、著作権局、知識産権局、網信弁、郵政局、貿促会が担当）

20. 電子商取引分野における専利法執行、権利保護に関する「ライトニング」特別行動を展開し、電子商取引専利権侵害行為に対する処罰を強化する。（知識産権局が担当）

21. 植物新品種権を侵害する行為に対する摘発行動を組織、展開し、行政法執行の試行を展開し、品種権者に対して積極的に権利保護活動を展開するよう指導する。（林業局が担当）

22. 「国家アニメブランドの建設及び保護計画」を実施し、アニメ商品への知的財産権保護を強化する。（職責によりそれぞれ文化部、工商総局、著作権局が担当）

23. 知的財産権保護への援助及び通報・クレームプラットフォームを建設し、専門化した市場知的財産権管理と保護を強化する。（職責によりそれぞれ工商総局、質検総局、著作権局、知識産権局が担当）

24. 条件の揃った地区・業界が率先して知的財産権紛争人民調停委員会を設立するよう推進し、知的財産権人民調停業務推進の健全化を指導、推進する。（知識産権局、司法部、著作権局、林業局が担当）

上記の取り組みは、全国知的財産権侵害及び模倣・粗悪品製造・販売摘発業務指導者グループの年度業務手配と協働する必要がある。

二、知的財産の創出及び運用

25. 専利審査の品質保障体制、業務指導体制及び審査品質の外部フィードバック体制を整備し、集中審査の実施を試行し、優先審査の関連取り込みを展開

する。中国専利受理及び初歩的審査システムを建設し、発明と実用新案のオンライン提出と自動検証機能を実現する。（知識産権局が担当）

26. 商標審査の規範化を強化し、「商標審査審理基準」を改正、公布する。（工商総局が担当）

27. 渉外著作権契約の登記、著作権専有権契約の届出及び著作権譲渡契約の届出を規範化し、全国における作品登記データ申告及び統計を整備する。（版權局が担当）

28. 植物新品種保護の出願情報管理システムの構築を整備し、新品種受理と審査授権をより一層規範化する。植物新品種のテスト指針を作成し、新品種専門テストステーションを新たに建設する。（農業部、林業局担当）

29. 「軍用パソコンソフトウェア著作権登記弁法」の制定を推進し、「軍用集積回路の回路配置設計登記弁法」の制定を研究する。（中央軍委装備發展部、版權局、知識産権局が担当）

30. 知的財産集約型産業認定基準の打ち出しを推進し、産業目録と發展計画の制定を研究する。産業集約区における知的財産集約管理を強化する。（知識産権局、發展改革委が担当）

31. 商標により農民を豊かにする取り込みを深化し、農産物の商標ブランド建設を強化する。農産物の地理的表示の基礎的データベースを整備し、全国農産物地理的表示の追跡監視、総合検査及び表示使用特別検査を展開する。地理的表示保護モデル区の建設活動を深化させ、地理的表示製品の特別監督検査を組織、展開する。（職責によりそれぞれ工商総局、農業部、質検総局が担当）

32. 全国における知的財産サービス業の統計調査を強化し、知的財産サービス業集約区の建設を推進するとともに、新たな知的財産サービスブランド機構を選出し、知的財産サービス業を新興産業プロジェクトパッケージに取り入れ、知的財産サービス標準化体制の構築を着実に展開する。（知識産権局、發展改革委、工商総局、質検総局が担当）

33. 全国における知的財産運営公共サービスプラットフォームを建設し、専門性のある知的財産運営企業を育成する。重点産業における知的財産運営基金の試行を深化し、社会資本を誘導し、各種知的財産の運営基金を設立する。（知識産権局、財政部、教育部、科技部、中科院、国資委、中央軍委装備發展部、国防科工局が担当）

34. 知的財産区域配置の試行を展開し、「知的財産区域配置發展報告（2016）」の制定を研究する。（知識産権局が担当）

35. 東北地区、「一帯一路（シルクロード経済帯と21世紀海上シルクロードを構築する戦略）」沿線地域、国家総合改革試験区、自由貿易区等の地域の国家版権取引センターを重点的に育成し、国家版権取引センター連盟の構築を支持し、第6回中国国際版権博覧会を主催する。（版権局が担当）

36. 知的財産権申告及び科学技術成果転化を奨励する関連政策を制定する。（科技部、知識産権局が担当）

37. 科学研究機関と企業による専利の協働運用マッチング活動を推進し、産業知的財産連盟を組織・設立する。（知識産権局が担当）

38. 林業知的財産取引プラットフォームの建設を推進し、林業優良植物新品種及び専利転化の運用試行を展開する。（林業局が担当）

39. 産業企画類及び企業運営類の専利ナビゲーションプロジェクトの実施を推奨する。「専利ナビゲーション革新指針」の研究を展開し、企業、地域向けの専利ナビゲーション・プラットフォームの設計と建設を展開する。（知識産権局、発展改革委、工業と情報化部、中科院が担当）

40. 核心的専利と重大専利への追跡・早期警戒を強化し、戦略的新興産業等への重点的専利分析と統計監視を引き続き展開し、産業専利分析報告の伝達と活用を強化する。（知識産権局、工業と情報化部が担当）

41. 専利権の質権設定による融資を開拓、深化し、融資目的の担保機構と投資機構による専利質権融資への参入を誘導し、取り組みのカバー範囲を拡大し、仲介サービス機構による知的財産権金融サービス業務への参入を奨励する。（知識産権局、人民銀行が担当）

42. 企業の商標質権設定による融資を奨励し、中小企業の資金チェーン問題を重点的に解決する。（工商総局、人民銀行が担当）

43. 航空、エアロスペース、電子等の軍民連携ハイテック技術分野における自主的知的財産権のコア技術把握と産品目録編成を徐々に展開する。「国防知的財産権を民用分野への移転促進、民用分野の知的財産権を国防分野への運用奨励に関する若干意見」及び「国防知的財産権の民用化に関する評価規範」の公布を促進する。国防専利機密レベルの審査と機密解除の取り込みを展開し、「国防専利機密確定・機密解除業務規程」を打ち出す。国防科学技術工業知的財産権転化目録（第2回）の編成を組織する。（中央軍委装備発展部、工業と情報化部、国防科工局、科技部が担当）

三、知的財産権分野の改革を深化する

44. 条件の揃った地域で知的財産総合管理改革試行を展開し、改革試行の全体方針を制定する。（知識産権局、工商総局、版權局が担当）

45. 知的財産を徐々に国民経済核算に取り入れ、知的財産指標を国民経済と社会発展計画に取り入れることを推進する。（統計局、発展改革委、知識産権局、工商総局、版權局、工業と情報化部が担当）

46. 「国防知的財産の権利帰属と利益配当等を適切に処理する問題に関する若干意見」を制定、公布する。（中央軍委裝備發展部、国防科工局、財政部が担当）

47. 知的財産価値の評価基準と評価方法の研究を推進し、知的財産権製品の取引過程における価値評価基準と評価方法を整備、普及し、行政事業単位の無形資産管理を強化する。（財政部、知識産権局が担当）

48. 専利の価値分析試行業務の促進を加速し、科学研究機関に適した専利価値分析評価指標体制を模索する。専利価値のオンライン分析プラットフォームシステムを整備する。「ワンストップ式」、「メニュー式」の専利価値分析の評価サービスパターンを模索する。（中科院が担当）

49. 知的財産評価政策の制定を研究し、重大な経済、科学技術活動に係る知的財産評価制度の建設を促進し、分析評価を取り扱うモデル機構を選出する。（知識産権局が担当）

50. 国家科学技術計画知的財産管理弁法を研究し、科学技術プロジェクト完成後の知的財産目標評価体制を構築する。（科技部、知識産権局が担当）

51. 「大学知的財産管理規範」、「科学研究組織知的財産管理規範」に定められた基準貫徹の試行業務を展開する。（知識産権局、教育部、中科院が担当）

52. 林業知的財産試行示範体系を建設し、林業標準モデル区の建設を強化し、植物新品種、専利技術の標準化普及・応用を推進する。（質検総局、林業局が担当）

53. 知的財産認証管理弁法を打ち出し、管理体系及びサービス認証制度を整備する。知的財産管理、伝統知識の保護と管理、組織知識管理等の分野における標準化業務を促進し、知的財産分野における信用基準に関する研究・制定業務を強化する。（質検総局、知識産権局が担当）

54. 著作権集約管理組織の年度検定及びその他業務活動への監督管理と指導を強化するとともに、法により涉外著作権の認証機構、国際著作権組織の中国駐在機構に対する監督管理を強める。業界協会による版權自主規制組織及び権利保護機構の設立を促進する。市場主体による自主的版權保護活動を指導する。

国家著作権監督管理プラットフォームを整備し、著作権に関する取り込み情報の迅速な報告、統計、公告、リサーチを実現し、インターネット及びその他の新媒体における侵害・海賊版行為に対してタイムリーに監督管理を行う。（著作権局が担当）

55. 専利代理参入制限を緩和する政策を制定し、執業代理に関する情報開示制度を整備し、専利代理機構及びその従業員の信用評価に関する情報をタイムリーに公開する。（知識産権局が担当）

56. 専利弁護士制度の構築を模索し、知的財産管理部門において広く公職の弁護士を配置する取り組みを推進し、専利代理人が法律事務所特別パートナーを務める試行業務を展開する。（司法部、知識産権局が担当）

57. 商標代理への監督管理を強化し、商標代理信用管理を推進し、商標サービス業の自主規制を強化し、商標代理市場の秩序を規範化する。（工商総局が担当）

58. 国防専利代理サービス指導規範及び国防専利代理サービス指導基準を起草する。（中央軍委装備発展部が担当）

59. 国防科学技術工業知的財産サービスモデル機構管理の試行を模索し、国防科学技術工業知的財産管理の規範化と市場化を促進する。（国防科工局が担当）

四、知的財産の対外連携交流を強化する

60. 世界知的所有権機関（WIPO）、世界貿易組織（WTO）、植物新品種保護国際同盟（UPOV）等の国際組織との連携・交流を強化し、地域における全面的な経済パートナー関係及びAPEC 枠組の下における BRICS 諸国間の知的財産連携を積極的に推進する。（知識産権局、商務部、外交部が主導、工商総局、著作権局、農業部、林業局が担当）

61. 中米、中欧知的財産WG等2カ国間の政府対話メカニズムの機能を発揮し、中米戦略経済対話、中米商貿聯委会（JCCT）、中欧指導者サミット等重大な2カ国間交流に寄与する。中米、中欧知的財産協力プロジェクトを実行する（商務部、外交部、知識産権局、工商総局、著作権局、文化部、税関総署、質検総局が担当）

62. 専利、商標、著作権等の分野において、関連諸国の知的財産部門及び関連地区の国際組織との交流と連携を引き続き強化する。（知識産権局、工商総局、著作権局が担当）

63. 「一帯一路」沿線国家と地域の知的財産組織との連携体系構築を模索し、「一帯一路」知的財産ハイレベル会議を主催し、「一帯一路」知的財産情報共有プラットフォームを構築し、沿線国家の知的財産を取り巻く環境に関する研究報告を研究、公布し、「『一帯一路』沿線国家における法的リスクの予防手引」の作成を研究する。（知識産権局、商務部が主導、発展改革委、外交部、工商総局、版權局、質検総局、貿促会、国資委、税関総署が担当）

64. 海外駐在の大使館・領事館の知的財産取り組み、知的財産の渉外情報の交換と公開を強化する。（外交部、商務部、知識産権局が担当）

65. 発明専利分野における中米欧日韓の五庁連携を強化し、第2回工業品意匠分野における中米欧日韓の五庁連携年度会議を円満に主催する。「専利審査ハイウェイ」の国際協力ネットワークを開拓し、「クラウド専利審査」システムと複数言語版の専利検索・分析システムを積極的に普及し、発展途上国向けの知的財産研修を強化する。（知識産権局が担当）

66. 中米欧日韓の商標五庁会合（TM5）による連携を引き続き強化し、商標五庁会合における中国の影響力を積極的に発揮し、五庁会合枠組内の各連携プロジェクトへの参加度を着実に強化し、商標五庁会合 2016 年度会議を円満に主催する。（工商総局が担当）

67. 「視聴覚的実演に関する北京条約」の早期発効を促進し、「盲人、視覚障害者及び読字障害者の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約」への加入関連取り組みを展開する。（版權局が担当）

68. 「名古屋協定書」への加入を推進し、協定履行を積極的に取り込む。（環境保護部が担当）

69. 海外知的財産権保護への援助体制を強化し、産業、業界主管部門及び商会協会との交流体制を整備し、引き続き重要な国際展（博）覧会において中国企業向けの知的財産サービスステーションを設け、企業の海外進出のための知的財産権に関する指導を提供し、企業が海外で遭遇した知的財産権紛争の解決に協力する。（商務部、知識産権局、工業と情報化部、環境保護部、農業部、文化部、国資委、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、林業局、貿促会が担当）

70. 「智南針」等海外知的財産情報プラットフォームの建設を強化し、海外における知的財産サービスネットワークを構築し、海外知的財産サービス機構の名簿と事例集を發布し、海外知的財産環境報告を發布する。（職責によりそれぞれ知識産権局、商務部が担当）

71. 発注書に係る知的財産権状態を速やかに確認できることを目標とする税関による企業指導体制を研究、構築し、中小企業の知的財産連絡員制度の試行を展開する。（税関総署、商務部、知識産権局が担当）

五、知的財産の発展基盤を強化する

72. 専利基本情報資源の更なる開示共有を推進し、財政支援プロジェクトから形成した専利情報開示制度の構築を研究する。（知識産権局が担当）

73. 商標登録のオンライン出願の全面的開放を積極的に推進する。（工商総局が担当）

74. 業界及び市場主体に向けた知的財産サービスプラットフォームを建設し、業界の知的財産資源及び基礎データベースを構築する。（知識産権局、工業と情報化部が担当）

75. 第10回農業植物品種保護目録を公布する。（農業部が担当）

76. 国防知的財産情報プラットフォームの建設を推進する。種類別に国防知的財産情報資源を構築し、検索機能を徐々にオープンする。（中央軍事委員会装備発展部が担当）

77. 国防科学技術工業知的財産プラットフォームを建設、完備し、専利情報プラットフォームの構築を完成し、比較的完備された国防科学技術工業専利基礎データベースを形成する。（国防科工局が担当）

78. 著作権産業による国民経済への貢献に関する調査研究を引き続き展開し、条件の揃った省級著作権局による省内著作権産業の調査・統計業務を推進する。（著作権局が担当）

79. 第1回全国中医薬伝統知識の調査を完成させ、中医薬伝統知識保護目録を公表し、データベースの防衛的保護能力を強化する。（衛生計生委が担当）

80. 「中国林業遺伝資源の保護と持続可能な運用に関する行動計画（2015-2025年）」の実施を組織し、林業遺伝資源調査・目録編成を引き続き展開する。（林業局が担当）

81. 知的財産分野の専門人材の育成を強化し、管理学及び経済学に知的財産教育を取り入れ、高水準の大学が「普通大学本科専攻科目設置管理規定」に基づき各自の必要に応じて本科専攻科目として自主的に知的財産科目を設置することを支持し、大学が学生に知的財産関連分野の選択科目を開設するよう誘導し、大学による知的財産の専門人材育成方案の制定を推進し、関連する優れた法律人材教育育成基地が高素質の知的財産専門人材育成業務を強化するよう指導する。（教育部、司法部が担当）

82. 専門技術人材の知識更新プロジェクトの実施を深化し、知的財産分野の専門技術人材育成・研修への支持を強化する。知的財産研修を「十三五」公務員研修綱要に取り入れる。知的財産専門技術者のレベル評価基準を整備し、新たな評価体制を創出する。重点的に不足かつ緊急必要とされる海外知的財産ハイレベル人材を導入し、ハイレベル人材帰国の関連優遇政策を整備、実行する。
(人力資源社会保障部が担当)

83. 知的財産先駆人材チームの建設を強化し、国家知的財産専門家と人材のデータベースを整備し、国家知的財産研修基地の構築を強化し、知的財産人材の産・学・研共同育成体制の構築を模索する。知的財産専門技術者評価体系の建設を推進し、専利の代理、審査、管理及び情報分析等に関する専門人員の能力素質基準の制定を研究する。(知識産権局、人力資源社会保障部が担当)

84. 全国における小・中・高等学校の知的財産教育試行モデル事業を展開する。(知識産権局、教育部が担当)

85. 知的財産分野改革の深化、知的財産強国建設の加速等の重要な内容に関する宣伝、報道を強化する。全国知的財産宣伝ウィーク等のテーマ活動と協働し、知的財産法律法規・知識の宣伝を強化し、知的財産文化の育成に注力する。
(中央宣伝部、知識産権局、外交部、商務部、公安部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局が担当)

86. 知的財産関連法治宣伝教育の展開を深化し、知的財産の関連法律法規の学習、宣伝を重点内容として「七五」法律普及業務に取り入れるよう促進する。
(司法部が担当)

六、組織・実施及び保障を強化する

87. 知的財産戦略実施業務の部門間聯席會議制度を充実させ、戦略実施業務の組織、指導を強化し、會議、計画、宣伝、研修、監督等の業務を常態化させるメカニズムを整備する。(聯席會議弁公室が担当)

88. 「國務院による新情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」の貫徹を組織推進し、役割分担案を制定する。(聯席會議弁公室が担当)

89. 「國務院による新情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」を貫徹する実施意見と付属政策を制定する。(聯席會議の各會員單位が担当)

90. 知的財産権保護と運用に関する「十三五」特別計画を制定、公布し、知的財産権の関連指標を国家「十三五」計画に取り入れる。(發展改革委、知識産権局が担当)

91. 著作権業務、国防知的財産業務、専利審査業務、知的財産人材等に関する「十三五」計画を制定する。（職責によりそれぞれ著作権局、中央軍委装備発展部、国防科工局、知識産権局等が担当）

92. 2016年全国地方知的財産戦略実施の業務要点を制定し、地方の知的財産戦略実施に対する指導と支持を強化する。（聯席會議弁公室、聯席會議の會員單位が担当）

93. 「中国製造 2025」重点プロジェクトの実施をめぐり、製造業イノベーション創出センターの設立プロジェクト、知的生産システムプロジェクト、グリーン生産プロジェクトに係る知的財産関連方針の制定を研究する。（工業と情報化部が担当）

94. 国防科学技術工業の「國務院による新情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」の貫徹に関する実施意見を制定し、公布する。（国防科工局が担当）

95. 文化知的財産の強化に関する指導意見及び関連知的財産業務の指針を制定し、公布する。（文化部が担当）

96. 第一陣の知的財産強省試行省の建設業務を展開する。知的財産強市プロジェクトをスタートし、モデル都市推進の深化、知的財産強市の建設に関する指導意見の制定を研究する。（知識産権局が担当）

97. 知的財産強国建設に関する研究を深化し、知的財産戦略実施研究基地の建設を強化し、ハイレベルの知的財産シンクタンクの構築を加速する。（知識産権局が担当）

98. 知的財産発展状況の年度報告を発表する。（知識産権局、工商総局、版權局、農業部、林業局、質検総局が担当）

99. 知的財産権保護の社会満足度の年度調査報告を発表する。（知識産権局が担当）

上記の各役割分担について、多数の部門より分担され、かつ、「職責に応じてそれぞれ担当」と記載されなかった場合、最初の部門を主導部門とし、その他の部門を参加部門とする。複数の部門が主導する場合、主導部門は順位の前後を問わない。

出所：

2016年7月12日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.sipo.gov.cn/zlssbgs/gzdt/201607/t20160712_1279800.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。